

壬生町立地企業雇用確保移住支援奨励金申請要領

(令和5年2月10日付申請から対象業種を追加しました)

I 申請手続き

【受付期間】(持参の場合、土日祝は除く)

令和7年4月1日～令和8年3月31日(持参は3月31日(火)まで)

【申請方法】

下記申請先まで、ご持参又はご郵送ください。

【申請先】

〒321-0292

壬生町大字壬生甲3841-1 壬生町産業生活部商工観光課 宛

【申請書類】

- (1)申請書(様式第1号)
- (2)誓約書(様式第2号)
- (3)雇用関係を証明する書類(雇用契約書の写し又は在職証明等)
- (4)賃貸住宅の賃貸契約書等の写し
- (5)家賃の支払いが証明できる書類
(領収書の写し6ヶ月分、
口座引落が確認できる通帳の写し6ヶ月分 等)
- (6)請求書(様式第4号)
- (7)振込口座を確認できる書類(通帳の見開き部分のコピー等)
- (8)その他町長が必要と認める書類

II 壬生町立地企業雇用確保移住支援奨励金の概要

1 趣旨

町内立地企業の雇用確保及び定住の促進を目的とし、町内立地企業に就職して町内に移住してくる方に対して奨励金を交付します。

2 交付額

奨励金の額は20万円とします。

※申請は、1人につき1回限りとさせていただきます。

Ⅲ 申請要件

本奨励金の申請要件は、次の全ての要件を満たす方とします。

- (1) 令和4年3月1日以降に当該賃貸住宅に転入した者で、転入の前1年間に於いて町内に住所を有していなかったものであること。
「当該賃貸住宅」：町内に居住用に建設された建物で、所有者等との間で賃貸借契約を締結し、自己の居住の用に供する住宅。（ただし、公営住宅、3親等以内の親族が所有する住宅、社宅・寮等の事業主から貸与を受けた住宅、借主が申請者以外の住宅、その他奨励金の趣旨に合わないと町長が認める住宅は除く）
- (2) 令和4年3月1日以降に町内立地企業に新規に就労した常勤雇用者であること。
- (3) 奨励金の申請日において、町に転入後6か月以上経過し、雇用された日から6か月以上1年以内であること。
- (4) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (5) 本人及び世帯員が町税等を滞納していないこと。
- (6) 当該賃貸住宅以外に町に住宅を所有、又は借用していないこと。
- (7) 別表に掲げる業種を主たる事業としている町内立地企業に雇用されていること。
- (8) 就業者の3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている町内立地企業への就職でないこと。
- (9) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けていないこと。
- (10) 本人及び世帯員が暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団に関係する者でないこと。
- (11) 外国人の場合は、出入国管理及び難民認定（昭和26年政令第319号）に基づき日本国に永住権を有している者であること。

Ⅳ その他

- 1 本奨励金の申請に必要な書類等の入手方法
町の公式ウェブサイトからダウンロード、又は壬生町役場商工観光課で入手可能です。
- 2 交付の決定
申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められた場合に奨励金を交付します。
- 3 通知等
(1) 申請書類の審査の結果、本奨励金を交付する旨の決定をしたときは、交付に関する通知を発送いたします。

(2) 申請書類の審査の結果、本奨励金を交付しない旨の決定をしたときは、不交付に関する通知を発送いたします。

4 その他

(1) 本奨励金の交付決定後、以下の①～④に該当すると判明した場合には、壬生町は、本奨励金の交付決定を取り消します。この場合、申請者は、町に奨励金を返還することとなります。

① 虚偽の申請、その他不正な手段により奨励金の交付決定を受けたことが明らかになった時

② 町に移住してきた日から1年以内に転出、退職、町外への勤務地変更など奨励金の交付要件を満たしていない事由が生じたとき

③ 申請から1年以内に、交付対象外の住宅へ転居したとき

(対象外の住宅の例：町営住宅、親族が所有する住宅、社宅、社員寮、借主が本人以外名義の住宅、町外の住宅など)

④ その他①～③に準じるものとして、町長が奨励金の交付を適当ではないと認めたととき

(2) 壬生町は、奨励金の支給前又は支給後にかかわらず、必要があると認められる場合は、現地調査又は奨励金の申請者若しくは交付を受けた者に報告若しくは書類の提出を求めることがあります。

(3) この奨励金は、確定申告が必要な収入となります。

Ⅵ お問い合わせ先

商工観光課商工振興係

TEL：0282-81-1845

【受付時間 午前9時～午後5時（土日祝日除く）】

FAX：0282-82-1107 Mail：keizai@town.mibu.tochigi.jp

別表（第3条第1号関係） 令和5年2月付対象業種追加

日本標準産業分類（第13回改定）上の業種名

06 総合工事業

07 職別工事業

08 設備工事業

09 食料品製造業

10 飲料・たばこ・飼料製造業(102酒類製造業を含む。105たばこ製造業を除く。)

11 繊維工業

12 木材・木製品製造業（家具を除く。)

13 家具・装備品製造業（132宗教用具製造業を除く。)

14 パルプ・紙・紙加工品製造業

15 印刷・同関連業

16 化学工業

17 石油製品・石炭製品製造業

18 プラスチック製品製造業

- 19 ゴム製品製造業
- 21 窯業・土石製品製造業
- 22 鉄鋼業
- 23 非鉄金属製造業
- 24 金属製品製造業
- 25 はん用機械器具製造業
- 26 生産用機械器具製造業
- 27 業務用機械器具製造業（276武器製造業を除く。）
- 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- 29 電気機械器具製造業
- 30 情報通信機械器具製造業
- 31 輸送用機械器具製造業
- 32 その他の製造業
- 33 電気業
- 34 ガス業
- 35 熱供給業
- 36 水道業
- 37 通信業
- 38 放送業
- 39 情報サービス業
- 40 インターネット附随サービス業
- 41 映像・音声・文字情報制作業
- 42 鉄道業
- 43 道路旅客運送業
- 44 道路貨物運送業
- 46 航空運輸業
- 47 倉庫業
- 48 運輸に附帯するサービス業
- 50 各種商品卸売業
- 51 繊維・衣服等卸売業
- 52 飲食料品卸売業
- 53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
- 54 機械器具卸売業
- 55 その他の卸売業
- 56 各種商品小売業（店舗面積が1,000㎡以上のものに限る。）
- 57 織物・衣服・身の回り品小売業（店舗面積が1,000㎡以上のものに限る。）
- 58 飲食料品小売業（店舗面積が1,000㎡以上のものに限る。）
- 59 機械器具小売業（店舗面積が1,000㎡以上のものに限る。）
- 60 その他の小売業（店舗面積が1,000㎡以上のものに限る。）

- 72 専門サービス業（他に分類されないもの）（726デザイン業以外は除く）
- 73 広告業
- 74 技術サービス業（他に分類されないもの）（741獣医業は除く）
- 75 宿泊業
- 76 飲食店
- 77 持ち帰り・配達飲食サービス業
- 78 洗濯・理容・美容・浴場業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規制を受ける業種を除く。）
- 79 その他の生活関連サービス業
- 82 その他の教育、学習支援業
- 88 廃棄物処理業
- 89 自動車整備業
- 92 その他の事業サービス業